

令和5年度 第3回東京都広告物審議会

令和5年12月26日（火）

東京都庁第一本庁舎25階115会議室（オンライン併用）

午後3時32分 開会

○菅原緑地景観課長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から令和5年度第3回東京都広告物審議会を開会させていただきます。

本日はご多忙のところ、当審議会にご出席賜りまして、ありがとうございます。私は、当審議会事務局の都市整備局都市づくり政策部緑地景観課長の菅原でございます。会長に議長をお願いするまでの間、進行を務めさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

初めに、現在出席の委員の方はオンラインでご出席の方も含めまして、菅原委員はもう少ししたらこちらのほうにいらっしゃいますけれども、含めまして18名でございます。東京都屋外広告物条例第63条第1項の定足数を満たしていることをご報告いたします。

次に、会場に来ていただいている報道機関の皆さまにご案内をいたします。会議冒頭の映像、また、写真の撮影につきましては、ここまでとさせていただきます。本日、答申が決定されましたら、会長のほうから都知事の代理の小野技監のほうへの答申文の手交を予定しております。手交の様子は撮影していただくことができますので、引き続き所定の位置から撮影いただくようお願いをいたします。議事の最中につきましては、答申の手交時を除きまして、撮影はお断りをさせていただいておりますので、ご了承いただければと思います。

次に、本日お手元にお配りしております資料について、確認をさせていただきます。お手元の資料のほうをご確認いただければと思います。

まず、議事次第、委員名簿、資料1-1から1-4、資料2、資料3、参考資料1から3をご用意しております。過不足等がございましたら、事務局のほうにお申し付けください。

それでは、東京都広告物審議会運営要綱第5条の規定に基づきまして、佐々木会長に議長をお願いいたします。佐々木会長、よろしくお願いいたします。

○佐々木会長 それでは、議事を始めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日の議事は2件、報告事項が1件でございます。

まず、議事の1でございます。広告宣伝車に対する規制についてということでございます。この件につきましては、11月6日にこれまでの審議会における審議を踏まえまして「広告宣伝車に対する規制の考え方（案）」ということで公表いたしまして、パブリックコメントを実施いたしました。

パブリックコメントで寄せられました都民および事業者からのご意見につきましては、審議会としての見解を取りまとめるとともに、必要なものについては答申へ反映させ、先日開催いたしました12月20日の第3回小委員会におきまして審議を行い、可決をしているところでございます。

それでは、まず、パブリックコメントの内容につきまして、資料に沿って事務局のほうから説明をお願いします。

○長谷屋外広告物担当課長 それでは、資料1-1「「広告宣伝車に対する規制の考え方（案）」の意見募集の結果について（案）」についてご説明をいたします。資料1-1をご覧ください。

まず、意見募集の概要でございますが、令和5年11月6日から12月5日まで実施いたしました。意見の総数は102件となっております。意見をお寄せいただいた人数は56名、うち個人の方が49名、法人の方が7名となっております。おひとつの意見の中で複数の分類にまたがるご意見を頂いている方がいらっしゃいますので、ご意見をお寄せいただいた数よりも意見総数が多いこととなっております。

それでは、主な意見要旨と審議会の考え方についてご説明させていただきます。

1番から8番までは、今回の規制全般に関するご意見でございます。内容といたしましては、規制案よりもより厳しい内容の規制を求めますとか、広告宣伝車については都条例・都規則の影響の下、行われるべきである、また、本条例・規則の適用対象を拡大する今般の改正に強く反対するといったご意見もございました。

審議会の考え方としては、本審議会としては、広告宣伝車の車体利用広告に対する現行の都条例の規制について、都内を走行する都外ナンバーの広告宣伝車にも適用されるよう、規制を改正するべきであると考えております。

まずは、これまで都条例の規制の適用対象外であった都外ナンバーの広告宣伝車に対し、現行の都条例に基づく規制をしっかりと行っていくことが重要であると考えております。

その後につきましては、今回ご意見の中で頂いている音ですとか、また、表示内容に関する内容についての考え方を示しているところでございまして、こちらの詳細については

後ほどのページでご説明させていただければと思います。

続きまして、9番、10番は景観に対するご意見でございます。景観を損ね、どんどん市街地まで進んでいったらどうするのかですとか、走ってはいけない道路を指定するといった走行時のことについてご意見を頂いております。

審議会の考え方といたしましては、走行地域の制限について、ご意見として伺いますとしております。

続いて、11番から17番までは、交通に関するご意見でございます。広告宣伝車の違法駐車ですとか、また、広告宣伝車によって渋滞が出ているといったようなご意見を頂いております。

これにつきましての審議会の考え方は、交通上の問題について、ご意見としてお伺いします。なお、都では条例の目的として、公衆に対する危害の防止を掲げており、交通安全確保のため、車体利用広告について必要な規制が定められております。また、頂いたご意見については、警視庁とも共有いたします。

続きまして、18番、19番は広告の規格に関するご意見でございます。広告のサイズを規制すべきではないかといったご意見でございます。

これにつきまして、審議会の考え方として、広告の表示面積の制限について、ご意見として伺いますとしております。

続いて、20番、規制が「派手な色遣いや過度な発光を伴って」では曖昧（あいまい）すぎるといったご意見でございます。

これにつきましては、こちらの「考え方（案）」のほうでお示した「派手な色遣いや過度な発光」とは、広告宣伝車の問題について記載しているものでございます。なお、東京屋外広告協会のデザイン自主審査基準については、今後、審査の結果に対する予測性を上げることが重要と考えられるため、都と同協会とで協議をしていただきたいと思いますとしております。

続いて、21番から26番までにつきましては、LEDや発光に関するご意見でございます。主なものといたしましては、LEDなどを光源とする広告を禁止してほしい。また、大型の車両で発光が激しく、圧迫感があり、大変危険と感ずるといったご意見を頂いております。

審議会の考え方といたしましては、発光やLEDビジョンを登載した広告宣伝車の問題について、ご意見としてお伺いします。なお、都では条例の目的として、公衆に対する危害の防止を掲げており、交通安全確保のため、以下の広告物等について車体利用広告の表

示または設置を禁止しております。

その中では、まず「電光表示装置等により映像を映し出すものなど、運転者の注意力を著しく低下させるおそれのある広告物」「運転者をげん惑させるおそれのある発光をし、蛍光素材を用い、又は反射効果を有する広告物」「車体の窓又はドア等のガラス部分に表示する広告物」を禁止しております。LEDビジョンにつきましては、1番の「電光表示装置等により映像を映し出すもの」に該当します。また、内照式の広告等についても「げん惑させるおそれのある発光」などについては上記2により禁止をされているところでございます。

続いて、27番は規格に関するところで、窓・ドアのガラス部分に表示する広告物を禁止する理由を知りたいというところがございます。審議会の考え方といたしまして、都では交通安全確保のため、車体の窓・ドア等のガラス部分に表示する広告物は禁止されていますということがございます。

続きまして、28番から31番まででございます。こちらはLEDを使用したアドトラックにつきましては、禁止をしない方向としてほしいといったご意見でございます。

こちらにつきましては、審議会の考え方といたしましては、先ほどの21番以降の規格と同様でございます。都のほうではLEDビジョンについては電光表示装置等により映像を映し出すものに該当しますということを書いてございます。本規定は条例の目的として掲げる公衆に対する危害防止の観点から、交通安全の確保という趣旨で設けられたものになりますので、ご理解を賜りたいと思います。なお、本規定はLEDビジョンを搭載した広告宣伝車が道路以外の場所、例えばイベント会場等において停止した状態で置き型の大型ビジョンと同様の使用をする場合について禁止するものではありません。

続きまして、32番から34番でございます。こちらはデザイン審査や許可申請につきまして、手続に時間がかかるというところがございますので、それについて広告を出すのに時間がかかるとなかなか難しいといったようなご意見でございます。

こちらにつきましては、審議会の考え方として、デザイン自主審査制度について、ご意見として伺います。なお、都では過去に色や光の使用がエスカレートした広告宣伝車が問題となったため、デザイン自主審査を導入し、広告宣伝車の広告デザインの質の確保を図っております。

35番につきましては、広告宣伝車についてもデザイン審査をするべきではないかと、デザインに関して何か規制が必要ではないかといったご意見でございます。こちらについては、広告宣伝車のデザインの在り方について、ご意見のとおりと考えますと審議会の

考え方として示しております。

続きまして、36番でございます。本規制は都内を低速で周回走行する広告宣伝車だけではなく、都内を通過する広告宣伝車にも適用されるのかというご質問でございますが、こちらの審議会の考え方といたしまして、都内において広告を表示して広告宣伝車を走行させる場合は、都内を通過する場合でも規制対象になると考えますとしております。

続きまして、37番でございます。広告宣伝車の規制と自家用広告の取扱いはどちらが優先されるのかということでございますが、審議会の考え方としまして、都では、自動車の車体に、自動車の所有者・管理者の氏名等を表示するものについては許可不要とされております。

また、自動車の車体に、自動車の所有者・管理者が自己の事業または営業の内容を車体に表示する広告物等については、許可を受けて表示することが可能ですとしてございます。この場合、意匠等作成経過報告書の提出は求められておりません。

続いて、広告依頼主、都内・都外の区別なく広告を目的に東京でビジネスをする広告業者は条例の影響を受けることとすべきといったご意見でございます。

こちらについて審議会としては、広告主等の義務について、ご意見として伺います。なお、現在も都内において、屋外広告物の表示または掲出物件の設置の営業を行う法人または個人は、営業所を都内に有していない場合であっても、屋外広告業の登録が必要とされております。また、都外ナンバーの自動車の車体利用広告は、現在、都条例の規制の対象外ですが、今般、都外ナンバーの広告宣伝車について、都内ナンバーの広告宣伝車と同様に都条例を適用させることとした場合、屋外広告業の登録も必要になります。また、屋外広告物許可申請手続について、また、監督についても都条例のほうに定めているというところでございます。

続いて、事業者が広告宣伝車による広告物の許可申請を行う場合、自主審査の結果が許可申請の審査に影響を与えない旨を規則に明記してほしいというご意見でございます。

審議会の考え方といたしまして、都では、デザイン自主審査制度は自主審査制度であるため、許可要件とはされておきませんが、過去に色や光の使用がエスカレートした広告宣伝車が問題となったため、このような自主審査制度を導入し、事業者の協力を得て、広告宣伝車の広告デザインの質の確保を図っているところでございます。

続きまして、許可申請に当たっては、その結果を公表してほしいというところでございますが、都の規則では許可申請に対し許可をする場合には、申請者に「屋外広告物許可書」

を交付することとされております。また、申請に対する許可を拒否する処分を行う場合には、行政手続条例では申請者に処分理由を示すこととされております。

続いて、手数料等についてのご意見でございます。手数料について、もっと金額を上げるべきではないかといったようなご意見ございまして、手数料の金額と規制方法について、ご意見として伺います。

続いて、罰則につきましてですが、広告収益から考えると罰金が安いので高く設定するよう求めるといことで、審議会の考え方としては、罰金の金額について、ご意見として伺います。

続きまして、44番から55番までが音に関連するご意見でございます。大音量の広告宣伝車がありますので、体調不良を感じるですとか、緊急車両の発する音が聞こえづらくなるとか、運転面での危険があるのではないか。また、歌などについて、宣伝ソングや連呼によるものは規制をしてほしいといったご意見を頂いております。

こちらについて、審議会の考え方として、音の問題について、ご意見として伺います。なお、屋外広告物法や条例は、有体物や光の投影による表示を規制対象としておりまして、音は規制の対象外となっております。都では、広告宣伝車等で使用されている拡声器からの騒音に関して「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」で規制をされております。これまでも、都市整備局と環境局の所管部署では、広告宣伝車の事業者向けにデザイン自主審査や騒音規制について啓発する共同リーフレットの作成・配布を行っておりまして、今後も連携して取り組むことが望まれますとしております。

続きまして、56番から88番まででございます。こちらは広告宣伝車の表示内容に関するご意見ございまして、主なものといたしましては、表示内容について規制が必要ではないかといったご意見を頂いているところでございます。

こちらについて、審議会の考え方としては、広告の表示内容の問題について、ご意見として伺います。なお、屋外広告物法に基づく規制については、その目的を良好な景観の形成・風致の維持、公衆に対する危害の防止に限定しているため、法に基づき自治体が定める条例による規制もこれらの目的に限られ、広告物の表示内容に立ち入って規制をすることはできないとされております。表示内容については、他の法律や条例等によって規制される場合には、警視庁や条例の所管等と連携した対応することが望まれるとしております。

続きまして、89番から94番までが環境に関するご意見でございます。こちらについては、空の荷台に広告を表示して走行するということが環境によくないのではないかとご意見でございます。

審議会の考え方といたしましては、環境問題について、ご意見として伺います。なお、屋外広告物法に基づく規制については目的が限定されておりますので、法に基づき自治体が定める条例による規制についてもこれらの目的に限られていますとしております。

続きまして、95番から99番までが車両広告に関するご意見でございます。こちらは広告宣伝車だけではなく、バイクや自転車、それから、人への広告表示についても規制が必要ではないか。また、自家用車にいろいろなイラストを貼り付けているようなものについても規制すべきではないかといったようなご意見でございます。

こちらについては、審議会の考え方として、車両や人への広告について、ご意見として伺います。なお、都では人、動物、車両、船舶等に表示する広告物については許可不要とされております。今回、まずは都外ナンバーの広告宣伝車に対する規制をしっかりと行うことが重要と考えております。ただし、こうした広告物についても新たな課題が生じた場合には、良好な都市景観の形成と公衆に対する危害の防止の観点から、継続的に検討を行っていくことが必要と考えます。

続いて、100番と101番につきましては、その他といたしまして、今回のような規制について東京都だけでなく広域的に行うべきではないかといったご意見でございます。

審議会の考え方としては、広域的な規制について、ご意見として伺います。なお、都では現在、九都県市首脳会議の「広告宣伝車への屋外広告物規制に関する検討会」において、近隣県市と規制の在り方等について検討を行っております。

102番でございます。その他、登録料や罰金や環境税について、経済的に困窮していると考えられる都民に対して職業訓練やトライアル雇用の年齢撤廃などの財源として使ってほしいといったところでございますが、これにつきましては、登録料や罰金の扱いについては、各根拠規定によるものと考えます。なお、都条例では広告宣伝車に対して環境税は課しておりませんというふうにしております。

こちらの説明は以上でございます。

○佐々木会長 それでは、本日ご欠席の委員からあらかじめご意見を頂いているようでしたら、ご紹介をお願いいたします。

○長谷屋外広告物担当課長 本日ご欠席の堀田委員からは、環境についても企業や自治体を守っていかねばならないという中で、いいご指摘であると思うといったご意見を頂いております。

○佐々木会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の事務局からのご説明につきまして、ご意見、ご質問があれば、ご発

言をお願いいたします。

なお、オンラインでご出席の方もいらっしゃいますので、ご発言のある方は挙手をしてお知らせをいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この資料 1-1 につきましては以上で終わります、次へ入らせていただきます。

資料 1-2、答申案につきまして、ご説明をお願いします。

○長谷屋外広告物担当課長 資料 1-2 「東京都広告物審議会『答申』～広告宣伝車に対する規制について～」、ご説明をいたします。

まず、こちらは表紙を 1 枚おめくりいただきまして「はじめに」のところ、今回の諮問を受けてから本審議会でも検討してきたこれまでの経緯について記載をしているところがございます。

続いて、目次がございまして、次のページをおめくりください。

まず、広告宣伝車の車体利用広告に対する現行の都の屋外広告物規制について、概略を書いてございます。最初に、そもそも東京都の条例・規則で「道路」は広告物の表示、広告物を掲出する物件を設置してはならない「禁止区域」として定められておりまして、ただし、電車・自動車の外面を利用する広告物等については、規則で定める基準に適合する場合に限って「道路」で広告物の表示等を行うことが認められているとしております。

続いて、広告宣伝車の車体利用広告についても、必要な規制を定めているところがございます。また、平成 22 年には、当時、色や光の使用がエスカレートした広告宣伝車が問題となっていたため、今後の対応について当審議会に付議がなされ、その検討の結果、平成 23 年 1 月に、広告宣伝車についてバスやタクシーなどで行っているデザイン自主審査体制の導入を図るべき旨を答申いたしました。

この答申を受けて、都は規則を改正し、平成 23 年 10 月から広告宣伝車について広告デザインの自主審査制度を導入し、広告デザインの質の確保を図ってまいりました。

しかし、都条例の規定上、こうした規制は都内ナンバーの自動車についてのみ適用され、都外ナンバーの自動車については、当該道府県等の広告物等に関する条例の規制に従い広告を表示することとなっており、都条例の規制は適用されないこととなっております。

このため、都は、都外から都内に流入する広告宣伝車のデザイン面での対応策として、平成 26 年からは、都内を走行する都外ナンバーの広告宣伝車についても、この協会の広告デザインの自主審査を受けられるようにし、近隣県や関係事業者へ審査受検の協力要請

を行うなどしてまいりました。

続いて、2番、都内を走行する広告宣伝車の現状と課題でございますが、そうした経緯もございましたけれども、現在、都内の繁華街では広告宣伝車が派手な色使いや過度な発光を伴って低速で周回走行をしていて、良好な景観形成への影響や交通環境の悪化の問題が生じております。

この宣伝活動を行う広告宣伝車のほとんどが都外ナンバーのものとなっております、現状の規制が実態とそぐわない面が現れております。

規制の考え方の方向性でございます。都内を走行する都外ナンバーの広告宣伝車には、デザインや規格の面で都条例の規制に照らして適合していないものが多く見られます。

デザインについては、1で述べましたとおり、都外ナンバーの広告宣伝車についても自主審査を受検できる体制が整備されておりますが、これまでほとんど活用されておらず、今後、広告宣伝車の広告主や事業者等が積極的に受検する見込みもございません。

こうしたことは、都が、この自主審査制度の導入により、デザインの質の確保を図ろうとした趣旨を没却するものであるとしております。

また、都条例等に定める広告宣伝車に関する規制は、良好な景観形成、交通安全確保の観点から定められたものですが、他自治体の広告宣伝車に対する規制が都に比べて相対的に緩やかであるため、他自治体の屋外広告物条例等に定める規制に適合していても、都の規制に適合していないことが生じます。

このため、都内に多く流入している都外ナンバーの広告宣伝車については、他自治体の条例の規定に従い広告を表示していれば、都内でも表示できるとする現行の都の規制では、都条例に定める規制の目的を十分に達することができません。

そこで、本審議会としては、広告宣伝車の車体利用広告に対する現行の都条例の規制について、都内を走行する都外ナンバーの広告宣伝車にも適用されるよう、規定を改正すべきであると考えます。

4番は、規制の実施についてでございます。実際に都条例の規制を適用するに当たっては、以下の点に留意すべきである。

まず、規制対象となる都外ナンバーの広告宣伝車については、基本的には都内で宣伝することを目的に都内を走行するものが多いと思われるが、都外の宣伝目的地向かうために通過するというものも考えられます。

ただ、そうした場合であっても、広告を表示していれば屋外広告物に該当するのであるから、規制の対象とすべきである。

続いて、規制の実効性確保に向けてでございます。都外ナンバーの広告宣伝車に屋外広告物の許可申請をしっかりと行わせ、無許可車を抑止することが重要であります。そのために、許可を受けた広告宣伝車であると外観上確認できるような表示を行うことが必要と考えられるので、都はその方法について検討すること。

また、広告宣伝車は道路を移動するものであるため、規制の運用や違反等の取り締まりで難しい面もあるが、都は今後、警視庁等との関係機関と連携して対応することが重要である。

さらに、広告宣伝車は、都県境を越えて、走行する自治体の景観や交通安全に影響を及ぼすものであるから、都には、九都県市首脳会議等の場を活用し、近隣県市や大都市等の自治体間での広告宣伝車に関する情報共有や連携した取り組み、情報発信等を先導して行ってもらいたい。

続いて、広告主、広告宣伝車事業者等に対する制度の周知でございます。今回の規制で、全国の広告宣伝車が都内を走行する場合には規制対象となるため、都は、規制の内容が広告主や事業者等の関係者、全国の自治体に行きわたるように、積極的な情報発信や説明会などを行って周知するべきである。

都外ナンバーの広告宣伝車には、これまで車両の使用の本拠の位置の自治体の許可も得ずに走行させているケースもあるようなので、今後、都での屋外広告物許可や業登録といった必要な手続についても啓発を行うこと。

また、文章だけでは規制の内容が伝わりにくいところがあるので、説明の仕方等を工夫することとしております。

最後に、広告デザイン自主審査基準については、現在、広告宣伝車のデザイン自主審査制度は、東京屋外広告協会が自ら基準を定めて審査を行っております。

今後、審査の対象範囲が都内を走行する全ての都外ナンバーの広告宣伝車に拡大されるに当たり、審査の結果に対する予測性を上げることが重要と考えられるため、審査基準の設定方法について、都と協会とで協議をされたい。

追記といたしまして、広告宣伝車等の課題について。まず、屋外広告物法・条例の領域外の課題についてでございます。広告宣伝車については、屋外広告物法と条例の領域では規制し得ない問題もあり、屋外広告だけではない複合的な都市の課題であると考えます。

まず、広告宣伝車の音については、屋外広告物法や条例では、無体物である音は規制の対象外とされています。

一方、パブリックコメントでは、広告宣伝車から発せられる音の大きさ等について、さ

さまざまな意見が寄せられました。広告宣伝車等で使用されている拡声器からの騒音に関して、都では「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」により規制を行っており、これまでも広告宣伝車事業者に対し、都の内部で連携してデザイン自主審査制度と騒音規制を合わせた啓発活動を行っているということであるが、引き続き連携して取り組んでもらいたい。

また、法の規制は、良好な景観形成・風致の維持と公衆に対する危害の防止の観点から行われるべきであり、屋外広告物の表示する内容にまで立ち入って規制が行われてはならないとされております。

一方、パブリックコメントでは、広告宣伝車に表示される風俗営業関係の広告による青少年への影響等について多くの懸念が寄せられました。

こうしたものについては、屋外広告物法や条例で対応するのは困難であるため、他の法律や条例等によって規制される場合には、警視庁や条例の所管等と連携して対応する必要があると考える。

続いて、新たな課題への対応についてでございます。今回、規定を改正し、都外ナンバーの広告宣伝車を新たに規制対象とした後も、広告宣伝車と同様、または類似の態様で広告を表示した自動車や、これまでに想定していなかった方法で乗物等に広告を表示し、道路を走行するものが現れることが考えられる。

まずは今回の規制をしっかりと行うことが重要であるが、こうした広告物による新たな課題が生じた場合には、良好な都市景観の形成、公衆に対する危害の防止の観点から、継続的に検討を行っていくことが必要である。

最後に、なお、広告主、広告宣伝車事業者、屋外広告業界等におかれても、今般のパブリックコメントに寄せられたさまざまな意見を参考にいただき、都市や人と調和した広告宣伝車の在り方に向けてご努力いただくことが必要と考えるとしております。

この後のものについては、参考資料となっております。

ご説明は以上でございます。

○佐々木会長 それでは、この答申案につきまして、事前に今日ご欠席の委員から意見がございましたら、ご紹介をお願いします。

○長谷屋外広告物担当課長 中島委員からは、今回の規制に関しまして、行政側の規制だけではなくて、パブリックコメントのほうでも頂いておりました、業界としてもこういうふうにしていったらいいんじゃないかといったようなご意見がございましたので、広告宣伝車業界としてこういうことについて検討をして積極的な提案をしていただけることはあ

りがたいことであるから、実際に規制対象となる方たちと対話をして意見を聞いて、よりよい形を目指すということはあると思う。今回の規制は新しい規制になりますので、規制をする側も常にレビューして柔軟に対応し、より内容を深めていくべき。どんどん新しい方法も考えられていくと思うので、技術的なものについてはどんどん進化してしまうので、そういったことも検討していくべきといったご意見を頂きました。

○佐々木会長 今の最後のご意見の部分で、答申案への反映あるいは既にこう書いてあるというところはどこになりますか。4ページの最後の部分。

○長谷屋外広告物担当課長 そうです、はい。最後の部分になります。

○佐々木会長 分かりました。それでは、ただ今のご説明ありました答申案について、ご質問、ご意見があればお願いします。いかがでしょうか。

中野委員、お願いします。

○中野委員 ありがとうございます。

今の私も同じ意見で、その付け加えというか、補足的な話で「新たな課題への対応について」というところでも触れていただきましたように、最後の、業界等におかれましてもということです。

事前の時にもお伝えはしたんですけれども、さっきのパブリックコメントのところにあった、広告って表現の自由なので何をやってもいいんだというような事業者さんからの意見があったかと思えますけれども、決してそういうわけではないということもきちんと周知していければいいなというふうに思っております。というのは、屋外広告というか、媒体として、新聞だったりテレビだったりというふうな、そういう媒体では自主審査というものを事前に広告を掲出する前にやっておりますので、それと同じような形でやった、本来はやられるといいんじゃないかというふうに思っているということです。

ご紹介だけしておきたいというふうに思ったのが、例えば、テレビCMでしたら、そのCM審査として放送基準に抵触していないかどうかとか、それから、業界の自主基準とかに違反していないかどうかというところを実際に見ておりますし、事前に放映する前に。その放送基準というものもそもそも一般社団法人の民放連という、民間放送連盟が規定をしております。そこの中にもちゃんと広告の責任というところで、例えば「健全な社会生活や良い習慣を害するものであってはならない」とか「視聴者に利益をもたらす」、真実を伝えて「視聴者に利益をもたらすものでなければならぬ」といったようなことがございます。

また、そうした広告倫理という概念に関係すると思うんですけれども、例えば、それも

やっぱり業界団体ではございますが、日本広告業協会さんのほうでも、そうした広告倫理に関する規定というものがございますので、それが事業者さんからのパブリックコメントだと、そうした自分たちの利益に反するので困るという意見が多かったのも、それは業界として、屋外広告業界としても自主的にそうした業界基準というものを作るとかっていうふうにしていかないと、広告が表現の自由だから何でもいいんだというわけではないんだということは周知できるように、そうして、業界全体としても、そうした倫理的なことを踏まえた形で、今後という話ですね、やっていっていただきたいなというふうに思いましたので、補足的にお伝えさせていただきました。

以上です。

○佐々木会長 ありがとうございます。

ただ今のご意見、非常に重要な点をご指摘いただいたと思います。やはり自主的にいい広告、いいものを目指してやっていただくという空気が大事だと思いますが、その点はこの4ページの最後のところで指摘をしておりますので、今後、都におかれましては、その点ぜひ努力をお願いしたいと思っております。

他にいかがでしょう。

○白井委員 いいですか。

○佐々木会長 白井委員、どうぞ。

○白井委員 パブリックコメントも多くの意見も寄せられ、非常に関心の高いといえますか、そういう状況であるということと、あとは答申をまとめていただきまして、ありがとうございました。非常にパブリックコメントのご意見も含めて、よくまとまっていると思います。

答申の内容については、もうこのまま、この内容で私としては良としたいところなんです、一つだけ確認だけさせていただきたいのが、答申の3のところで「広告宣伝車は、都県境を越えて、走行する自治体の景観や交通安全に影響を及ぼすものであるから、都には、九都県市首脳会議等の場を活用し、近隣縣市や大都市等の自治体間で」連携を行ってほしいと、こういうことがあるんですけども、実際、周辺の県、自治体のほうから何か意見というのが出されているのかということと、私としては、こういういわゆる規制っていうものは適切に行われるべきだと思ってるんですけども、逆に東京都だけで規制してしまうと、他のところに、逆に言うと影響が出てしまうのではないかと。それはそれで周辺に対する懸念というのはあるかと思えます。

その周辺の自治体さんの動きといいますか、どういうふうに歩調を合わせていくような

取り組みがありそうかとか、その辺の具合って今お答えできる範囲で教えてもらってよろしいですか。

○佐々木会長 九都県市の議論の状況も踏まえて、ご説明をお願いします。

○長谷屋外広告物担当課長 まず、現在、九都県市首脳会議で広告宣伝車の規制の在り方に関する検討会というのをやっているところでございます。その中で、東京都の今回の独自の取り組みについては報告をさせていただいているところでございまして、そちらについては各県市さまからご理解をいただいているところでございます。

ただ一方で、全ての県市さまが今回の都と同じように何かすぐ変えることがあるかといいますと、またそれは各自治体さまの状況によるところでございまして、今すぐ全てのところがこう変わるということではもちろんないんですけども、東京都の今回の取り組みに関していろいろと検討してきた内容ですとか、そういったことはこの検討会の中でフィードバックをして、またいろいろ議論を深めまして、九都県市首脳会議の中の最終報告につなげていきたいと考えてございます。

○佐々木会長 よろしいでしょうか。

○白井委員 はい。

○佐々木会長 ありがとうございます。

他にいかがですか。よろしいですか。

それでは、この件についてはこの程度といたしまして、続いて、次の資料1-3につきまして、ご説明をお願いします。

○長谷屋外広告物担当課長 それでは、東京都・新宿区・警視庁合同の広告宣伝車実態調査について、報告させていただきます。

調査概要でございます。調査を行ったのは、令和5年11月7日の火曜日、午後6時から7時でございます。調査場所は西武新宿駅前通り、東急歌舞伎町タワー前でございまして、地図でお示ししている場所でございます。調査目的は、来年度からの規制実施・取り締まりに向けた事前調査と広告物許可制度に係る普及啓発活動でございます。

次のページをおめくりいただきまして、実際にはこのような形で行いましたというところでございます。広告宣伝車の道路使用許可の有無や車両登録地における屋外広告物許可の有無、広告宣伝車の広告主等について調査するとともに、屋外広告物許可制度についてチラシ配布等の啓発活動を行いました。

調査結果でございます。1時間で調査できた台数は8台でございます。内訳は横浜ナンバーが6台、野田ナンバーが2台となっております。全ての車について道路使用許可は

取っていらっしゃいましたが、車両の登録地である屋外広告物の許可については全車取っていないという状況でございました。

来年度から広告宣伝車規制が始まることになりましたら、まずはこうした屋外広告物許可というところからしっかりと周知・啓発を行っていく必要があると考えているところでございます。

車両の具体的な広告業種やLED、内照式等につきましては、下表のとおりでございます。

ご報告は以上でございます。

○佐々木会長 このような形で警視庁と一緒に調べて、あるいは取り締まりを行っているということは初めてですか。

○長谷屋外広告物担当課長 はい。広告宣伝車に限らず、車体利用広告に関して警視庁さんと一緒にこのように調査をしたのは、初めてでございます。

○佐々木会長 ということでございまして、警視庁には大変ご協力をいただいたということですので、今後ともぜひ連携して取り組んでいただきたいと思います。ただ今の件について、ご質問、ご意見はありますか。よろしいでしょうか。

それでは、この件につきましては以上といたしまして、資料1～4で今後の予定について、ご説明をお願いします。

○長谷屋外広告物担当課長 今後の予定でございますが、本日、広告物審議会の本審の第3回のところでございますけれども、この後に答申と意見募集結果について、明日、公表をする予定でございます。

1月の末ぐらいに規則の改正・公布の予定としてございまして、2月に事業者説明会を行いたいと考えてございます。

その後、周知期間を置きまして、来年の5月に施行を予定しております。

以上でございます。

○佐々木会長 ということでございますが、これについてご質問等はございませんでしょうか。よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、ただ今のご説明も含めて、以上の資料1から4まで、特に何かご発言がございましたら、お願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

鳥越委員、どうぞ。

○鳥越委員 本当にこれ自体としてどうのこうのではありませんけれども、私は専門がサウンドスケープとあって、音の風景というのをやっているんです。今回のことだけでは

ないんですけど、やはりもろもろの法的なものとか、こういった立て付けがビジュアルが中心なので、今回も広告、このパブリックコメントも音がここまで皆さんが。むしろ個人としては励まされたというか、専門だから、「音もあるでしょう」といつも言っていたのに、やっぱり人々の実感はそういうことが。でも、やはり法的なことは形にならないと、対象にならない。

それなので、ここで追記ですごく一生懸命まとめていただいて、こういうことも大事だということを入れていただいて大変感謝しているんですけど、やはり何かこういった今の現状が本当は、例えば景観という一つでも漢字を見て「景観」がですね、本当は五感全体のことなのにバラバラになってしまっていて、実質やってこうとした時に、そうじゃないところでやってますとかいう、仕方がないことなのは分かっているんですが、何か全体としてもっと本当に暮らしの実感に合った、人間の五感も全部含めたことの何かこういった規制のものが、これだけじゃないと思うんですが、遠くに行ってしまうような感じがして。

それをいちいち担当者の方に言う話じゃ全くないんですが、何かそういったことについて、いったい、せつかくの機会がこういうふうにあるのに、どこにどういうふうに話を持っていったらいいのか、みたいなことを実感としては結構お話しさせていただきました。ただぼやいてるみたいな話ですけど、一応申し上げたいと思いました。

○佐々木会長 ありがとうございます。非常にパブリックコメントでも多くご意見がございましたし、重要なポイントだと思います。

そういう意味では、ここでも指摘をしておりますが、騒音関係の部局との連携というのは非常に重要でございますし、今ご指摘の点は、恐らく景観という、目に見えるものだけではなくて音も含めて全体として環境、景観というものを形成しているということなんだろうと思いますが。

○鳥越委員 そうです。

○佐々木会長 そういう観点に立っての物の捉え方というか、見方ですね。

○鳥越委員 そうです。それは世の中全体が、実質私たちが暮らしていると、そうはずなのに、こういった規制のものが違うふうな立て付けになっていっている。もう一方で言うと、今、騒音という一言で切り捨てられる。本当はそれを発している人にとっては騒音どころか一番大事なメッセージなわけです。

だから、何かそういった辺りの全体像が、何か今回のことに関わりながら、細かいことは皆さん正しいんだけど、どういうふうに進めていったらいいんだろうということをつ

くづく考えさせられる、いい機会でしたが。それを何かみんなでどうこうということもないんでしょけど、どうなんでしょね。

○佐々木会長　そういうご指摘のとおりだと思います。

ただ、個々の規制とか何かの局面では、どうしても断面で物を見ざるを得ないんだろうと思います。ただ、その時にやはり今ご指摘のような見方、そういうものを常に後ろに持ちながらみんながやっていくということができれば、少しでもよくなるかなというふうには思うんですけども。

○鳥越委員　そうですね。一方、昔のことで、例えば焼き芋とか、なくなったものとか、昔のものはかえってまた情緒だったり、何か季節を感じるいいものだったけど、最近は聞こえないとか。今回の、特に私は青山学院から来ておりますので、風俗的なところの車はしょっちゅう身近、何かある意味、もう渋谷の一部みたいになっている感じ。見方によってはいろいろですよ。

それから、同じようなものでも、同じ都下でも結構山のほうだっているわけで、そういうところからむしろ目立って、戦略によっては規制されて、今の横浜、他のところからどう来るかみたいな話ですけど、同じようなことが違う形でもありますよね。

だから、何となくそういったことをいろいろ考えさせられました。

○佐々木会長　ありがとうございます。ぜひ今後、ここでも指摘しているように、騒音。音の関係の部局とも連携してやっていただく上で、今のご指摘。基本的なバックボーンのところかと思っておりますので、その辺の認識をしっかりと踏まえて連携して取り組んでいただければというふうに思っておりますが。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、議事の1、広告宣伝車に対する規制につきまして、採決に入りたいと思います。これまでのご意見では、答申案の修正まで至るご意見はなかったと考えております。

そこで、資料1-1、意見募集の結果について（案）、資料1-2、答申（案）について、原案のとおり可決をするということによろしいでしょうか。

（異議なしとの声あり）

○佐々木会長　ありがとうございます。

それでは、原案のとおり可決をすることといたします。

それでは、小池都知事の代理といたしまして、小野技監に答申をお渡ししたいと思っております。答申に先立ちまして、東京都広告物審議会を代表いたしまして、私から一言ごあいさつをさせていただきたいと思っております。

東京都広告物審議会におきましては、令和5年6月に都知事から、広告宣伝車に対する規制についてのご諮問を頂き、本日答申を取りまとめました。

今回、調査審議事項とされました内容については、昭和24年に東京都屋外広告物条例が制定されて以来、70年以上の歴史の中で、これまで都条例の規制の適用対象外であった都外ナンバー車の車体利用広告について、初めて都条例の規制対象としようとするものでございます。全国的にも先駆的な取り組みとして、都の屋外広告物行政上、大変重要な意義を持つものであると考えております。

この非常に難しい課題につきまして、これまで調査審議にご協力いただきました委員の皆さまに厚く御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

現在、都内では都外ナンバーの広告宣伝車が派手な色使いや過度な発光を伴って数多く走行しており、都市の良好な景観への影響や、交通環境の悪化が問題となっております。現行の都の規制が実態とそぐわない面が現れているということで、都外ナンバーの広告宣伝車への都条例の適用について、本審議会での検討が求められたところでございます。

答申の素案を取りまとめました規格等検討小委員会や本審議会では、都条例の規制の適用、規制の対象、規制の実効性確保、デザイン自主審査等につきまして、さまざまなご意見を頂きました。また、パブリックコメントにおきましては、多くの方々からご意見をお寄せいただき、広告宣伝車規制に対する関心の高さを実感させていただきました。

先ほど決定いたしました答申では、都内を走行する都外ナンバーの広告宣伝車にも都条例の規制が適用されるよう、規定を改正するべきであるとしております。東京都におかれましては、この答申を生かしまして規定の改正を進めていただきたいと思います。

併せまして、審議会の議論の中では、実効性等について非常に課題が多いというご意見が多数ありました。規制の実効性確保に向け、警視庁等の関係機関との連携や、自治体間での情報共有、連携した取り組み、都からの積極的な情報発信等を行っていただきたいと思います。

最後に、都、都民、広告主、広告宣伝車事業者、屋外広告業界、関係機関等の協力の下、本答申の内容が着実に実施され、都市の良好な景観形成と交通の安全が図られることを期待しております。

どうもありがとうございました。

○長谷屋外広告物担当課長　ありがとうございました。

それでは、これから答申文をお渡しします。佐々木会長、小野技監はご移動をお願いいたします。

それでは、お願いいたします。

(佐々木会長から小野技監へ答申文を手交)

○長谷屋外広告物担当課長 ありがとうございます。それでは、お席にお戻りください。

それでは、ここで技監の小野よりごあいさつをさせていただきます。

○小野技監 東京都都市整備局技監の小野でございます。本来であれば、知事が出席し、答申をお受けするところでございますが、本日、公務により出席できませんので、私が代わりに会長から答申を頂いたところでございます。

答申は、広告宣伝車に対する規制についての知事からの諮問に対しまして、都内を走行する都外ナンバーの広告宣伝車にも都条例の規制が適用されるよう規定を改定するべきであるというものでございます。また、規制の実施に向けて規制の実効性確保や、制度の周知等についてのご提言もいただきました。

佐々木会長からのお言葉にもありましたとおり、今回ご審議いただいた内容は、これまでの都の屋外広告物条例上、規制対象とされたことがなかった都外ナンバー車の車体利用広告を初めて規制しようというもので、大変難しい課題であり、世間の皆さまからも非常に高い関心を集めました。

佐々木会長をはじめ、委員の皆さま方には、ご多用の中、この難題について熱心なご審議を賜り、答申を取りまとめていただきましたことに改めて厚く御礼申し上げます。

都市景観において広告宣伝車を含む車体利用広告は重要な構成要素であり、都市の良好な景観形成と交通の安全が図られるよう、適切に規制していくことが重要でございます。東京は今後、本審議会からの答申を踏まえまして、規定を改正し、都の屋外広告物行政における新たな一步を踏み出すべく、規制の運用にまい進してまいります。

最後に、佐々木会長をはじめ、委員の皆さま方のご尽力に重ねて感謝を申し上げますとともに、引き続き都市づくり全体についての幅広い見地からのご審議をいただきますことをお願い申し上げまして、私からのあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

○佐々木会長 小野技監、どうもありがとうございました。

○長谷屋外広告物担当課長 ありがとうございます。

撮影はここまでとさせていただきます。

○佐々木会長 それでは、次の議事に移りたいと思います。

議事の2、屋外広告物法に基づく町田市への条例制定権の移譲等について、事務局からご説明をお願いします。

○三野課長代理 では、事務局の三野から、こちらの件についてご説明させていただきます。お手元の資料2「屋外広告物法に基づく町田市への条例制定権の移譲等について」、こちらの資料をご覧ください。

まず、1ページ目、1番、これまでの審議内容でございます。本年6月、本審でこちらの審議についてスタートさせていただくということでご報告をさせていただきます。10月に規格等検討小委員会、こちらのほうで東京都と町田市の法第28条協議という事前協議、こちらについて実施を行う旨、審議会へ上申することを決定いたしております。

そして、同じ10月26日、本審で正式にこちらの法第28条の協議を行うことについて可決をいただいたところでございます。

次に、2番、町田市の屋外広告物規制に係るこれまでの経緯というところでございます。こちらについては以前の審議会でも経緯についてご説明させていただいております。新しい部分が一番下の青字でございますけれども、令和5年12月、都のほうから町田市さんに対しまして、法第28条に基づく権限移譲の協議を実施いたしまして、こちらについて町田市さまから同意する旨のご回答を受領したところでございます。

続いて、資料2ページ目でございます。こちら、法第28条に基づく事前協議というところで、下の図にもありますとおり、東京都のほうから屋外広告物法の第3条から5条まで、第7条または8条の条例制定改廃権について移譲する旨の協議書、それから、権限移譲後の事務権限の整理表、こういったものを協議依頼として町田市さまのほうにお送りいたしまして、町田市さまのほうで内容をご確認いただき、こちらに権限移譲に同意する旨のご回答ということで、協議および調整事項というものを添付していただいて、ご提出いただいたところでございます。

そして、本日、町田市さまとの協議が整った旨を審議会にご報告させていただきます。ご了承いただくといった流れになってございます。

資料3ページ目でございます。こちらにつきましては、町田市さんのほうで独自の条例を今回制定されるわけですが、その中で独自に定める事項について代表的なものをご紹介します。

まず1つ目として、町田市独自の「地域景観資源」を禁止区域・禁止物件として規定というものがございます。こちらは町田市さんの景観条例に基づく「地域景観資源」という制度がございまして、こちらは市民の方からご提案のあった自然資源ですとか施設、名勝地等、こういったところについて登録する制度がございまして、こちらを屋外広告物等の表示等を禁止する区域や物件として指定されるというところを独自に盛り込まれていっ

しゃいます。

それから、(2)番、町田市独自の許可基準を設定というところで、第一種・第二種低層住居専用地域、それから、用途地域等の未指定地域、こちらについて東京都の条例よりも許可基準を強化した上で、条例のほうに規定を制定されるというところでございます。

それから、(3)番でございます。エリアマネジメント広告活用計画を規定というところで、このエリアマネジメント広告活用計画を新たに位置付けされまして、こういったエリアマネ団体による禁止区域・禁止物件への広告物等の表示・設置を可能にし、エリアマネジメント団体の活動をより活発に支援されるというところなんです。

もう一つ、エリアマネ広告の運用に当たっては、景観アドバイザーによる助言が得られると、こういった仕組みづくりについても独自に条例のほうに盛り込まれているというところでございます。

資料4ページ目以降でございますが、こちらにつきましては、町田市条例制定に伴う都条例等の改正手続ということで、1つ目としては東京都の屋外広告物条例、こちらのほうを、町田市さんにつきましては権限を移譲する旨を条例に追記する必要があるがございますので、こちらの改正と、次のページでございますが、市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例改正ということで、こちらにつきましても今まで町田市さまのほうで事務処理特例条例により、屋外広告物の許可業務等をやっていた部分につきまして、一部変更が発生することから、東京都のほうで改正の手続を進めてまいります。

それから、6ページ目でございますが、もう一つ告示の改正ということで、こちらは東名自動車道の町田インター付近です。こちらにつきましては、特別に東京都のほうで屋外広告物を掲出してはならない区域を告示で定めておりますが、町田市さまの範囲につきまして、東京都の告示から削除をするという手続がございますので、こちらについても今後進めていくというところでございます。

次に、7ページ目、今後のスケジュール案でございます。本日、令和5年度の12月中央の辺りです。こちらで本審にご報告をさせていただきまして、今後東京都では都の条例について改正手続を進めていきまして、来年3月の定例会で条例を公布できるように手続を進めてまいります。

町田市さまも同様に条例の制定手続を市のほうで進めていただきまして、お互い、東京都、町田市共に令和6年10月1日に新しい条例が施行できるように、引き続き連携して準備を進めてまいりたいと思っております。

私からのご説明は以上になります。

○佐々木会長 ありがとうございます。

ただ今のご説明について、先ほどご紹介がございましたけれども、この件については規格等検討小委員会において調査審議が行われております。第3回の小委員会において、屋外広告物法に基づく町田市への条例制定権の移譲等について審議を行い、了承、可決をしているところでございます。

この件について、本日ご欠席の委員からご意見を寄せられていれば、ご報告をお願いします。

○長谷屋外広告物担当課長 中島先生のほうからは、町田市さまのほうでもかなり実態調査をした上で、独自の規制を考えていられるようだというようなお話がございました。

以上です。

○佐々木会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

それでは、この件につきまして、採決に入りたいと思います。

屋外広告物法に基づく町田市への条例制定権の移譲等について、原案のとおり可決することによってよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

○佐々木会長 ありがとうございます。

それでは、原案のとおり可決をいたします。ありがとうございます。

次に、報告事項に入ります。報告事項第1、審議開催実績について事務局からご説明をお願いします。

○三野課長代理 では、事務局の三野からご説明をさせていただきます。資料3をご覧ください。

今回は令和5年10月26日に開催した東京都広告物審議会以降の開催実績をご報告させていただきます。

前回の審議会以降、本日までの間、特例小委員会を1回開催いたしました。主な審議内容といたしましては、屋外広告物を活用したエリアマネジメント支援事業や、公園内に設置する屋外広告物の掲出、そういったものがございました。

また、規格等検討小委員会につきましては、前回の審議会以降、本日までの間、1回開催いたしました。規格等検討小委員会では、先ほどご審議いただきました広告宣伝車に対する規制および町田市への条例制定権の移譲等についてご検討いただきました。

広告物審議会の開催実績のご説明は以上となります。

○佐々木会長 ただ今ご説明がありました資料3について、ご質問、ご意見があればお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、以上で終わりたいと思います。

以上で本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。どうもご協力ありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。

○菅原緑地景観課長 佐々木会長、委員の皆さま方、12月のお忙しい中、ご出席いただきまして、また、ご議論いただきまして、ありがとうございます。

これをもちまして、本日の東京都広告物審議会は閉会させていただきます。ありがとうございました。

午後4時44分閉会